

●国際活動センターからのお知らせ

担当：国際政策研究部 黒川朋也

「意匠の国際登録のためのハーグ・システムの法的問題を議論するワーキンググループ」
への会員派遣について

日本弁理士会は、2014年6月16日(月)～18日(水)の3日間、ジュネーブのWIPO（世界的所有権機関）で開催された「意匠の国際登録のためのハーグ・システムの法的問題を議論するワーキンググループ」に、意匠委員会の中村知公弁理士と国際活動センター国際政策研究部の黒川朋也弁理士を派遣しました。

ハーグ・システムとは、今まで保護を求める各国それぞれに対して行う必要があった意匠出願を、国際出願という一つの出願で行うことができる画期的なシステムです。日本は、このハーグ・システムを利用するための条約（ハーグ協定ジュネーブアクト）への加盟準備中であり、2015年中には、日本の出願人もこのハーグ・システムを利用できるようになる予定です。

ワーキンググループでは、各国でなされた図面の補正についての情報をどのようにデータベース化するか、権利の譲渡証のフォーマットをどう共通化するかなど、ユーザにとってハーグ・システムをより使いやすくするための議論が行われました。中村・黒川両弁理士は、ハーグ・システムのユーザとなる弁理士会を代表して、ユーザから見た疑問点を提起したり、さらなる利便性のための提案をしたりと、活発に意見を述べてきました。

以上